

日 置 市 災 害 時 に お け る 要 配 慮 者 の 避 難 支 援 計 画

日 置 市

(令和 7 年度改訂版)

平成26年 3 月

令和 7 年 5 月 30 日改訂

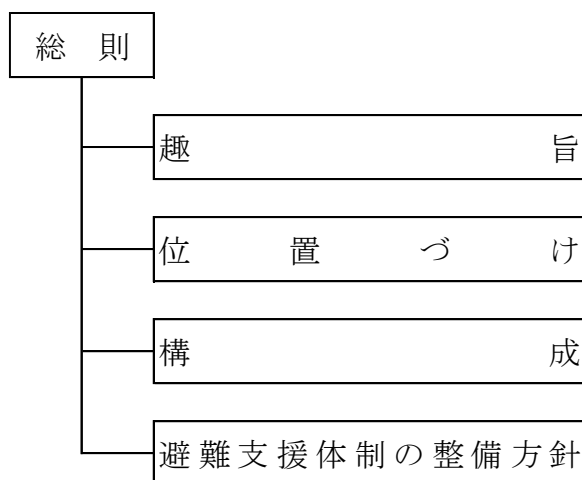
(予定)

目 次

第 1 章	総則	1
第 1	趣旨	1
第 2	位置づけ	1
第 3	構成	1
第 4	避難支援体制の整備方針	1
第 2 章	関係機関等の役割	3
第 1	市町村の役割	3
第 2	民生委員・在宅福祉アドバイザーの役割	3
第 3	自主防災組織・自治会等、地域で相互扶助活動を行う組織 の役割	4
第 4	社会福祉協議会・社会福祉施設・医療機関等、介護・医療 活動を行う組織の役割	4
第 5	保健所の役割	4
第 3 章	避難行動要支援者名簿等の作成・活用等	5
第 1	要配慮者の把握と台帳作成	5
第 2	避難行動要支援者名簿の作成	7
第 3	避難行動要支援者名簿の使用	8
第 4	避難支援等関係者への平常時からの名簿情報の提供	9
第 5	災害時における名簿の活用	9
第 4 章	個別避難計画の作成	10
第 1	個別避難計画の目的	11
第 2	個別避難計画作成の基本方針	11
第 3	個別避難計画の適正管理	12
第 4	避難行動要支援者と避難支援者による個別避難計画の確認	12
第 5 章	避難準備情報等の発令・伝達体制の整備	12
第 1	避難準備情報の制度化	12
第 2	避難準備情報等の具体的な判断基準の作成	13
第 3	情報伝達体制の整備	13
第 4	多様な情報伝達手段の確保	14
第 6 章	避難行動支援に係る共助力の向上	14
第 1	要配慮者の避難体制等整備	14

第 2	避難に必要な資機材の確保	15
第 3	要配慮者及び避難支援等関係者を対象とした研修や訓練の 実施	15
第 4	安否確認情報の収集体制	15
第 7 章	指定避難所等における支援体制の整備	16
第 1	指定緊急避難場所や指定避難所の開設	16
第 2	避難施設や必要物資等の整備	16
第 3	二次避難所（福祉避難所等）の指定	16
第 4	広域支援体制の確立	16
第 8 章	地域防災計画や全体計画の整理	17

第 1 章 総則



第 1 趣旨

この要配慮者の避難支援計画（以下「計画」という。）は、市における要配慮者の避難支援体制を確立することを目的とする。

第 2 位置づけ

この計画は、市地域防災計画の中で要配慮者の避難支援に関することを具体化したものである。

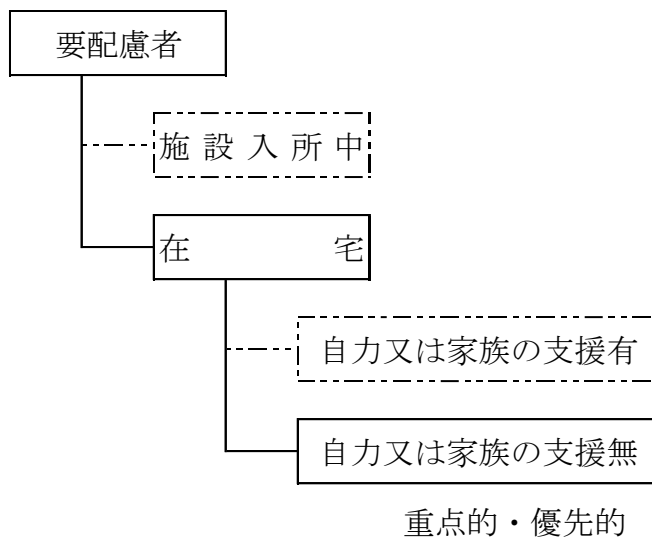
第 3 構成

この計画は、避難支援に関する「全体的な考え方」や避難行動要支援者一人ひとりに対する「個別避難計画」の作成、新たに取り組むこととされた避難行動要支援者名簿の作成等に関する考え方を示すこととし、第 1 章の総則から第 8 章の「地域防災計画や全体計画の整理」までの全 8 章で構成する。

第 4 避難支援体制の整備方針

1 対象者

避難支援体制の整備は、高齢者など要配慮者のうち、他者の支援がなければ避難できない在宅の者（以下「避難行動要支援者」という。）について、重点的・優先的に進める。



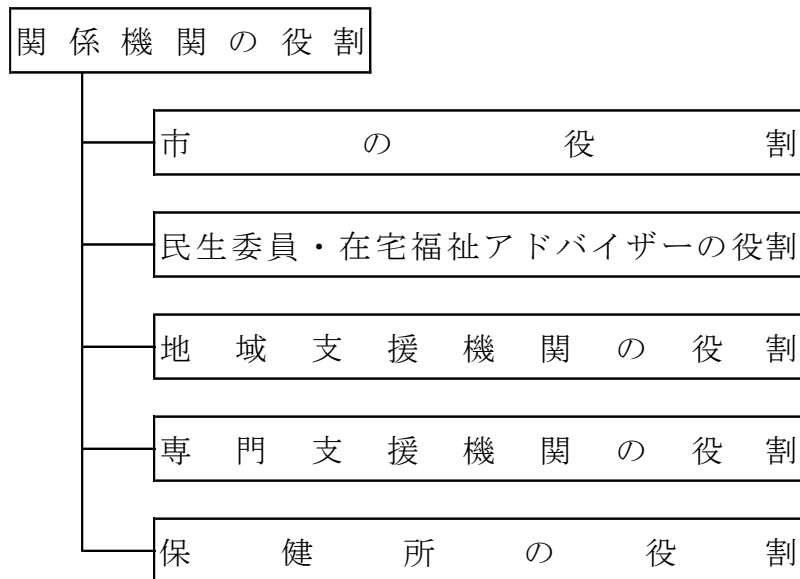
2 対象地域

要配慮者の避難支援体制の整備は、特に、災害危険地域など被災リスクの高い地域や孤立化のおそれのある地域について重点的・優先的に進める。

3 対象災害

要配慮者の避難支援体制の整備は、主に風水害時における避難支援対策を想定して進める。

第2章 関係機関等の役割



第1 市の役割

- 1 要配慮者の把握
- 2 避難行動要支援者の把握と避難行動要支援者名簿の作成
- 3 避難支援等関係者への平常時からの名簿情報の提供（情報提供の同意を得た者）
- 4 個別避難計画の作成、保管、避難支援等関係者への提供
- 5 避難準備情報等の情報伝達体制の整備
- 6 避難準備情報の発令、伝達
- 7 避難行動要支援者名簿の平常時からの情報提供に不同意であった者への避難支援（避難支援等関係者への名簿の提供等）
- 8 避難行動要支援者名簿を活用した安否確認
- 9 要配慮者が必要な保健・医療・福祉サービス等が受けられる避難所（以下「福祉避難所」という。）の指定、運営
- 10 自主防災組織等の結成促進、自主防災力強化のための資機材の整備
- 11 要配慮者や避難支援等関係者の研修、要配慮者の避難支援方法の普及啓発及び避難支援訓練の実施等

第2 民生委員・在宅福祉アドバイザーの役割

民生委員・在宅福祉アドバイザーは、日頃の見守り活動を通じ以

下の役割を担う。

- 1 市からの依頼による避難行動要支援者の把握のための調査への協力（民生委員）
- 2 避難支援等関係者への平常時から名簿情報を提供することへの同意について、避難行動要支援者への働きかけ
- 3 個別避難計画作成のための避難行動要支援者への働きかけ
- 4 個別避難計画の修正内容の市町村への提供

第3 自主防災組織・自治会等、地域で相互扶助活動を行う組織（以下「地域支援機関」という。）の役割

地域支援機関は、日頃の地域活動を通じて、以下の役割を担う。

- 1 避難支援等関係者へ平常時から名簿情報を提供することへの同意について、避難行動要支援者への働きかけ
- 2 個別避難計画作成のための避難行動要支援者への働きかけ
- 3 市の依頼による個別避難計画作成への協力
- 4 個別避難計画の修正内容の市への提供
- 5 要配慮者への避難準備情報等の伝達
- 6 避難行動要支援者への避難支援と安否確認

第4 社会福祉協議会・社会福祉施設・医療機関等、介護・医療活動を行う組織（以下「専門支援機関」という。）の役割

専門支援機関は、介護・医療活動を通じて、以下の役割を担う。

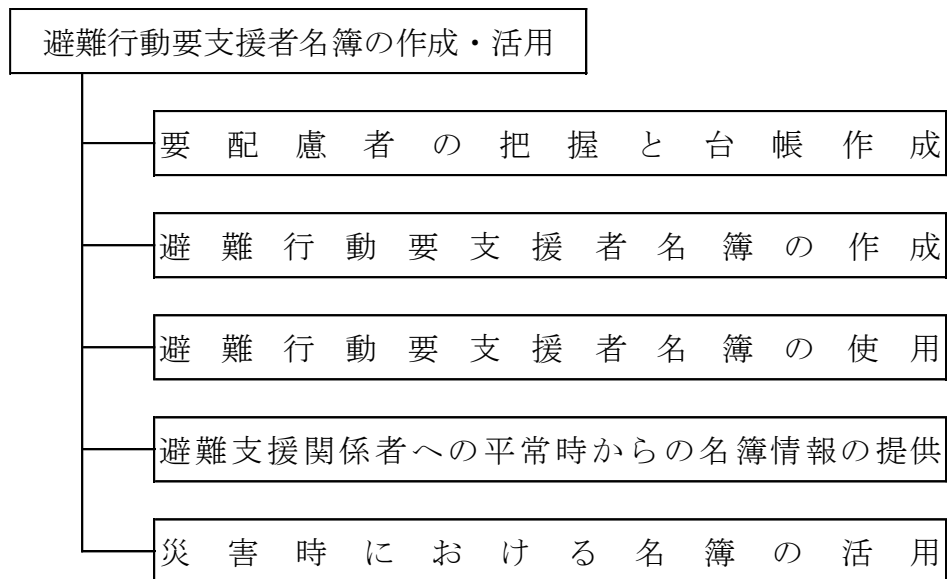
- 1 個別避難計画作成のための避難行動要支援者への働きかけ
- 2 市の依頼による個別避難計画作成への協力
- 3 個別避難計画の修正内容の市への提供
- 4 避難行動要支援者への避難支援と安否確認
- 5 要配慮者の収容

第5 保健所の役割

保健所は、保健・福祉活動等を通じ、以下の役割を担う。

- 1 個別避難計画作成のため避難行動要支援者への働きかけ
- 2 市が作成する個別避難計画への助言
- 3 個別避難計画の修正内容の市への提供
- 4 専門支援機関及び地域支援機関の行う避難支援への協力

第3章 避難行動要支援者名簿等の作成・活用等



第1 要配慮者の台帳作成

市は、要配慮者を把握し、要配慮者台帳に記載する。

1 要配慮者の範囲

- (1) 65歳以上の独り暮らし高齢者で、見守り活動が必要な者
- (2) 寝たきりの者で、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護認定において、要介護4以上の判定を受けている者
- (3) 認知症の者で、要介護3以上の判定を受けている者
- (4) 高齢者夫婦世帯で、一人が(2)で規定する要介護認定において、要介護3以上の判定を受けている者
- (5) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する障害を有する者
- (6) 「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受けている者であって、療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日厚生省児童家庭局長通知）に規定する程度区分のうちA₁、A₂の判定を受けた者
- (7) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者

(8) 特定疾患治療研究事業の医療費助成認定を受けている難病患者等

(9) 前各号に準じる状態にある者で個別避難計画の作成に同意した者

2 収集する内容

台帳には、以下の情報を収集して記載する。

- (1) 氏名
- (2) 年齢（生年月日）
- (3) 要配慮者の区分（本章第1－1に示す区分）
- (4) 住所
- (5) 所属自治会
- (6) 避難所（避難先）
- (7) 電話番号（FAX、携帯電話番号、メール）

3 台帳の使用

台帳は、市が以下の目的に使用する。

- (1) 在宅の要配慮者の全体把握
- (2) 避難行動要支援者の把握
- (3) 災害時の避難支援及び安否情報の確認

4 情報の集約

市は、避難行動要支援者名簿を作成するため市の関係部局で保有している要介護高齢者や障害者等の情報を集約するよう努める。その際は、要介護状態区分別や障害種別、支援区分別に把握すること。

また、難病患者に係る情報等、市で把握していない情報については、必要に応じて、県やその他の者に対して、情報提供を求める。

(1) 市内部での情報の集約

要配慮者の把握のため、市各部局において把握している情報を集約するよう努める。

- ア 住民基本台帳
- イ 身体障害者手帳交付台帳
- ウ 療育手帳交付台帳
- エ 二次予防事業対象者把握台帳
- オ 要介護・要支援認定台帳

カ 自立支援医療費の申請受理簿

(2) 県等からの情報の取得

難病患者に係る情報等、市で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、県やその他の者に対して情報提供を求めることができる。

第2 避難行動支援者名簿の作成

1 避難行動要支援者の範囲

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者（避難行動要支援者）の範囲（要件）は以下のとおりとする。

生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者

- (1) 要介護認定3から5を受けている者
- (2) 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
- (3) 療育手帳Aを所持する知的障害者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1を所持する者で単身世帯の者
- (5) 指定難病による医療受給者証の交付を受けている者
- (6) 小児慢性特定医療費医療受給者証の交付を受けている者
- (7) 上記以外で自治会が支援の必要を認めた者

社会福祉施設入所者や長期入院患者については、支援対象者の所在が明確であり、地域の避難支援等関係者の人数が限られていることから、対象は在宅者（一時的に入所、入院している者を含む）を優先する。

2 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、以下を記載する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由

- (7) 所属自治会
- (8) 避難所（避難先）
- (9) 個別避難計画の有無
- (10) 危険種別（危険地域の種別を記載）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

3 避難行動要支援者名簿のバックアップ

災害による停電等を考慮し、電子媒体による管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管する。

4 名簿情報の適正管理

避難行動要支援者のプライバシーを保護するため、市においては、「日置市行政情報セキュリティポリシー」に基づき、避難行動要支援者名簿についての情報を適正に管理する。

なお、法により、避難支援関係者等、名簿の情報の提供を受けた者は、正当な理由なく、名簿に係る情報を漏らしてはならないこととされているため、避難支援関係者等へ、その旨、十分説明する。

5 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

(1) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し名簿情報を最新の状態に保つことに努める。

(2) 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要な事項に変化が生じた時や、転居や入院により名簿から削除された場合等は、その情報を市及び避難支援等関係者間で共有する。

第3 避難行動要支援者名簿の使用

名簿は、市が以下の目的に使用する。

1 避難行動要支援者の把握

2 避難支援等関係者への平常時からの名簿の提供（情報提供について同意を得た者）

(1) いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施

(2) 防災訓練や関係者への研修等に活用

3 災害時の避難行動支援及び安否情報の確認

第4 避難支援関係者への平常時からの名簿情報の提供

避難行動要支援者名簿は、平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつく。

このため、市は、情報の提供について同意を得た避難行動要支援者の名簿情報をあらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、警察、民生委員・児童委員、福祉専門職等、市社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる避難支援等関係者に提供する。

第5 災害時における名簿の活用

1 避難のための情報伝達

避難行動要支援者の中には避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいる。

そのため、避難準備情報等が発令された場合は、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して、着実かつ早めの情報伝達に配慮することが必要である。

情報の伝達に当たっては、高齢者や障害者等にも的確に伝わるよう、わかりやすい言葉や表現、説明などに配慮するとともに、防災行政無線や広報車、携帯端末など、多様な情報伝達の手段を確保する。

2 避難行動要支援者の避難支援

避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援について、名簿情報や事前に作成する個別避難計画に基づいて避難支援を行う。

また、市は、避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者名簿を整備し、平時から避難支援に係る研修等を行ったり、災害時の安否確認や情報の伝達に活用したりするなど、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

3 避難行動要支援者の平常時からの提供に不同意であった者への避

難支援

(1) 名簿情報の提供

市は、災害時又は災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じてその同意の有無に関わらず、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供し、可能な範囲で支援を行うよう協力を求めることができる。

ただし、情報の提供に当たっては、提供する情報の種類、範囲等に十分配慮する。

(2) 避難行動要支援者名簿の提供先

自衛隊の部隊や他の都道府県警察からの応援部隊など、他地域からの避難支援等の支援が受けられる場合は、それらの者にも名簿情報を提供することができる。

4 避難行動要支援者の安否確認の実施等

(1) 安否確認の実施

避難場所等において安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿を活用することができる。

また、安否未確認の避難行動要支援者がいる場合は、名簿を活用して、在宅避難者等の安否確認を行う。

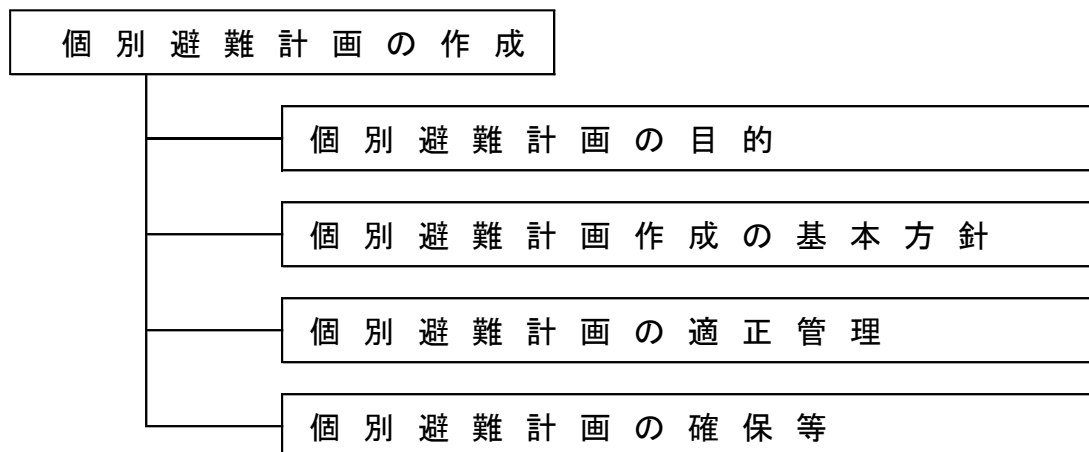
(2) 避難場所以降の避難行動要支援者の引継

避難行動要支援者及び名簿情報が避難場所等において、避難支援等関係者から避難場所等の責任者に円滑に引き継がれるようその方法についてあらかじめ地域防災計画や全体計画に規定する。

また、運送事業者と協定を結ぶなど、避難行動要支援者を避難場所から避難所へ速やかに運送できる体制を整備する。

第4章 個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者のうち、平常時から避難支援等関係者へ名簿情報を提供することに同意した者について、避難支援に関する個別避難計画を作成する。



第1 個別避難計画の目的

市は、避難行動要支援者の避難誘導を迅速に行うために、避難行動要支援者それぞれの状況に応じた個別避難計画を作成する。

第2 個別避難計画作成の基本方針

1 個別避難計画作成の対象者

個別避難計画は、避難行動要支援者のうち、避難支援等関係者に平常時から名簿情報を提供することに同意した者について、作成する。

2 個別避難計画の作成主体

市は、避難行動要支援者のうち、平常時から避難支援等関係者へ名簿情報を提供することに同意した者について、避難行動要支援者への聞き取りを基本としながら、自ら若しくは地域支援機関又は専門支援機関に協力を依頼して個別避難計画を作成するものとする。

3 個別避難計画の内容

個別避難計画には、情報伝達、避難誘導、避難先での留意事項等の避難支援に必要な事項を記載することとする。具体的には、避難行動要支援者名簿に記載されている事項に加え、必要に応じて、以下の内容を織り込む。

- (1) 避難支援者
- (2) 予定避難場所
- (3) 情報伝達の流れ
- (4) 情報伝達での留意事項
- (5) 避難時に携行する医薬品等
- (6) 避難誘導時の留意事項

- (7) 避難先での留意事項
- (8) 避難経路
- (9) 本人が不在で連絡が取れない時の対応

第3 個別避難計画の適正管理

1 保管

個別避難計画の原本は、市が保管し、副本は、避難行動要支援者や個別避難計画の作成協力・実施の関係機関及び避難支援者が保管するものとする。

2 使用

個別避難計画を保管する関係機関及び避難支援者は、避難支援に関係する目的以外に個別避難計画を使用してはならない。

第4 避難支援者の確保等

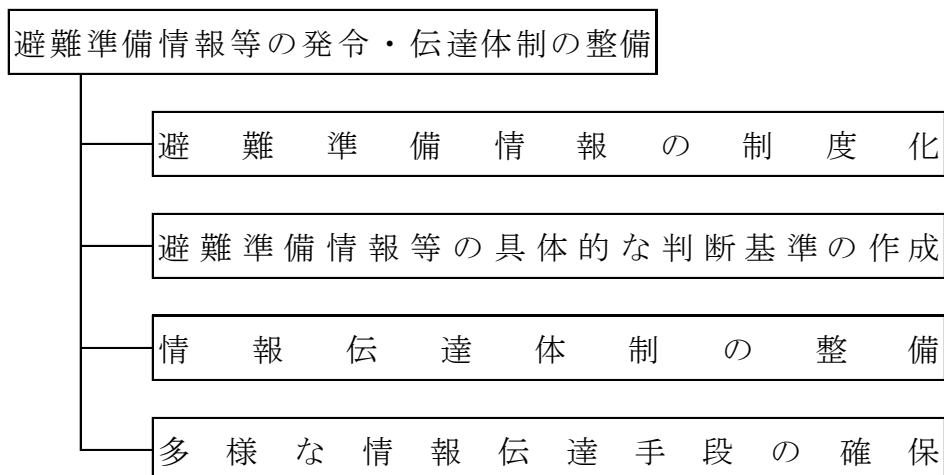
1 避難支援者の確保

避難行動要支援者それぞれに避難支援者が確保されるよう、市は地域の実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿の提供を受けた避難支援等関係者のうち、コーディネーターとなる者（民生委員等）と協力しながら、避難支援者の確保に努める。

2 避難行動要支援者及び避難支援者による個別避難計画の確認

市が作成した個別避難計画については、避難行動要支援者及び避難支援者による確認を行い、避難体制の確立を図るものとする。

第5章 避難準備情報等の発令・伝達体制の整備



第1 避難準備情報の制度化

市は、要配慮者が、避難行動を開始するための情報及び避難支援者が避難行動要支援者への避難支援を開始するための情報とし

て、避難準備情報を検討し、制度化する。

第2 避難準備情報等の具体的な判断基準の作成

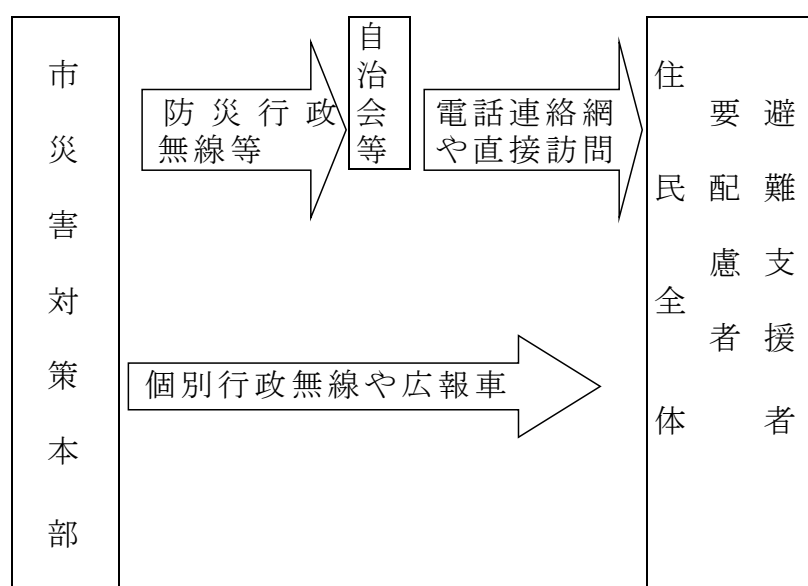
市は、避難準備情報等の具体的な判断基準を作成する。具体的な判断基準では、対象地域毎に基準となる数値情報（アメダス、水位情報等の実況データ及び予測データの双方を参考にする。）、気象警報・土砂災害警戒情報・河川洪水予報等の各種の予警報等（以下「数値情報」と併せて「防災情報」という。）を明確にする。

第3 情報伝達体制の整備

1 地域における情報伝達体制

市は、防災行政無線や広報車等を活用して、防災情報を提供する。また、発令された避難準備情報等が要配慮者や避難支援者を含めた避難準備情報対象地域の住民全員に確実に届くよう、市及び住民は、電話連絡、直接の訪問等双方向を基本とする地域ぐるみの情報伝達体制の整備に努める。

《避難準備情報等の伝達経路》



2 地域支援機関への情報伝達体制等

地域支援機関への防災情報や避難準備情報等の提供は、1の地域ぐるみの情報伝達体制を活用することを基本とする。市と地域支援機関は、避難支援者に対する情報伝達体制を整備する。

3 専門支援機関への情報伝達体制

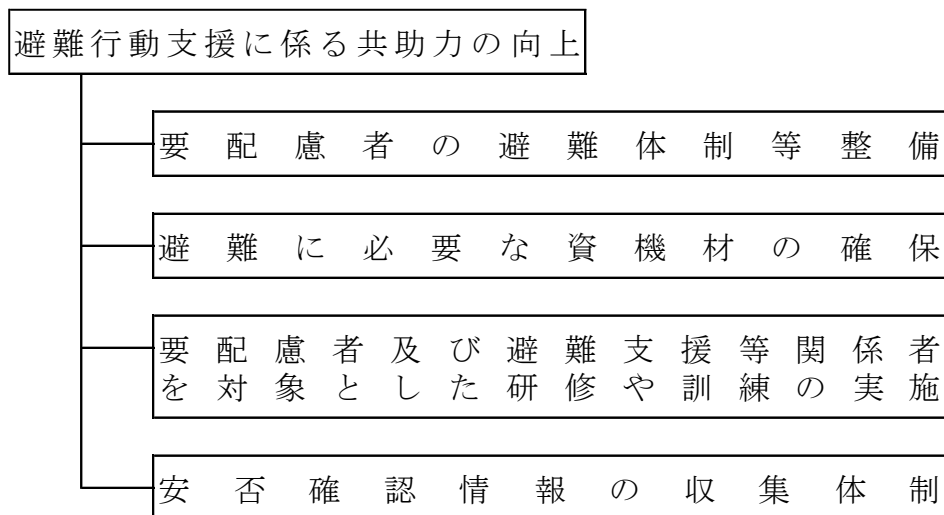
市は、防災情報の専門支援機関への積極的な提供を行う。また、避難準備情報等の避難に関する情報の伝達については、専門支援機関の受信確認を含めた伝達体制を整備する。

第4 多様な情報伝達手段の確保

避難指示等の情報伝達については、地域ぐるみの情報伝達体制の整備を基本としつつ、市は、多様な情報伝達手段の確保に努める。

- (1) 放送事業者への情報提供等
- (2) 防災行政無線の活用
- (3) 緊急通報システムの活用
- (4) ファクシミリ、電子メール等の活用
- (5) 消防団による広報
- (6) スマートフォン等携帯端末による緊急速報メール等

第6章 避難行動支援に係る共助力の向上



第1 要配慮者の避難体制等整備

1 地域における避難体制整備

自主防災組織、自治会等は、地域ぐるみの避難体制の整備に努める。

2 専門支援機関の避難支援体制整備

専門支援機関においては、市等から提供される防災情報に基づき、事前に、避難行動要支援者移動支援班を設置するなど避難支援体制の整備に努め、避難準備情報等の発令の際、避難行動要支援機関の迅速・確実な避難支援を行う。

3 市における避難支援体制整備

(1) 避難行動支援者への支援

市においては、避難行動要支援者の支援業務を的確に実施するため、発災時から避難生活まで組織的な避難行動要支援者対

策ができるよう、全体計画及び地域防災計画に盛り込む事項の検討や、それに沿った役割分担を検討し、平常時から決定しておく。

(2) 要配慮者等への支援

市では、防災情報等に基づいて、要配慮者に対する避難支援体制を早めの段階で整える。

また、避難準備情報が発令される等、避難が必要な段階において、避難行動要支援者が避難支援を受けられない場合や避難支援者が避難支援を行えない場合等に備え、避難行動要支援者や避難支援者からの避難支援要請等を受け付けるなど支援体制を整える。

第2 避難に必要な資機材の確保

1 地域における資機材の整備自主防災組織、自治会等は、地域ぐるみの避難体制の整備を進める中で、避難時に必要な防災資機材の整備に努める。

2 市の支援

市は、地域における防災資機材の整備を支援する。

第3 要配慮者及び避難支援等関係者を対象とした研修や訓練の実施

1 研修等

(1) 要配慮者への研修等

市は、要配慮者自身が避難について考え、発災時又は発災の恐れが生じた場合、自らの身を守るための主体的な行動をとることができるよう、研修等を実施する。

(2) 避難支援等関係者への研修等

市は、地域の防災力の質を高めるため、避難支援等関係者自らの生命及び安全を守りつつ、避難行動要支援者の命を守ることに協力してもらえる人材を育成するための研修等を実施する。

2 訓練

市は、要配慮者の避難支援に関係する機関と協力、連携して避難支援訓練を実施する。訓練の実施に当たっては、避難行動要支援者名簿を活用するなどして、避難支援等関係者の参加の機会の拡充を図るとともに、要配慮者にも参加を求め、情報伝達や避難支援等が実際に機能するか点検しておく。

第4 安否確認情報の収集体制

1 避難行動要支援者安否情報収集

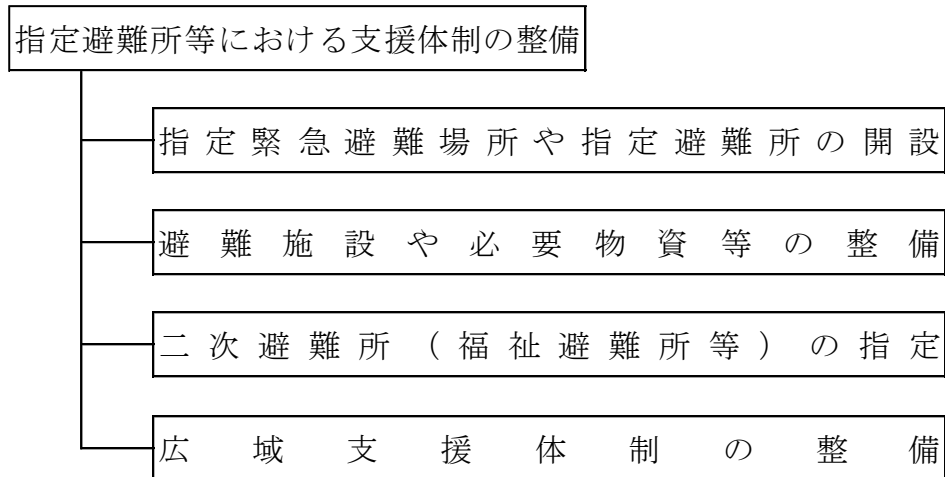
市は、避難行動要支援者安否情報収集窓口を設置して、避難行動要支援者名簿を活用して、避難行動要支援者の安否（避難）情報を収集

する。

2 避難支援者からの報告

避難支援者、避難行動要支援者を避難先へ移送した場合や避難行動要支援者の親戚宅等への避難情報を得た場合、市に報告する。

第7章 指定避難所等における支援体制の整備



第1 緊急避難場所や避難所の開設

市は、防災情報に基づいて早期に指定緊急避難場所や指定避難所の開設を行う。開設にあたっては、市地域防災計画や第5章第4に示した情報伝達体制により、住民への周知を図る。

第2 避難施設や必要物資等の整備

市は、災害の種類に応じた指定緊急避難場所や指定避難所の指定を行うとともに、指定された避難所における通信設備、洗面所・トイレ等生活関連設備、自家発電設備の整備やバリアフリー化を推進する。

第3 二次避難所（福祉避難所等）の指定

市は、要配慮者に対して医療・介護など必要なサービスを提供するため、医療機関や社会福祉施設等を予め福祉避難所として指定する。指定にあたっては、事前に協定を結ぶなどして、円滑な開設・受入・運営がなされるようにする。

第4 広域支援体制の確立

市は、避難所が被災し、受入体制が整わないことに備えて、他の市町村との相互応援協定の締結に努める。

第8章 地域防災計画や全体計画の整理

市は、避難行動要支援者名簿の作成に資するよう、地域における災害特性を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての考え方を整理する。

名簿作成については、地域防災計画に定め、細目的な部分は、この全体計画を地域防災計画の下位計画と位置づけ、同計画の中で定めることとする。